

第1回 石川県最低賃金専門部会 議事録

開催日時		令和7年8月1日 金曜日 14時30分～16時23分				
開催場所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室				
出席委員	公益代表委員	奥井めぐみ	木村 弘	舟橋 秀明		
	労働者代表委員	九野 光佑	西田 翔	南 芳雄		
	使用者代表委員	敷波 利子	橋本 政人	山下 活博		
	欠席委員	なし				
	事務局	細貝労働基準部長	河野賃金室長	石間賃金室長補佐		
		南出給付調査官	春名賃金調査員			
議題	1 開会					
	2 労働基準部長あいさつ					
	3 議題	①部会長及び部会長代理の選出について ②関係労使の意見聴取について ③石川県最低賃金の改正金額について				
	4 閉会					
議事内容	•別紙のとおり					

令和7年度 第1回石川県最低賃金専門部会 議事録

令和7年8月1日（金）

14時30分～16時23分

金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室

【事務局】補佐

定刻となりましたので、第1回石川県最低賃金専門部会を開会いたします。本日の専門部会は、専門部会委員任命後、初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行させていただきます。なお、委員の任命辞令につきましては、各委員の机の上に置かせていただいておりますので、お名前等のご確認をお願いいたします。それでは、開会に当たりまして、細貝労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】基準部長

労働基準部長の細貝でございます。皆様におかれましてはご多忙の中、石川県最低賃金専門部会委員をお勤めいただくことになりますて、ありがとうございます。この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。公労使皆様それぞれのお立場を、お考えを忌憚なくこの専門部会でご発言いただきまして、より良い議論ができるように事務局としては精一杯努めたいと思いまして、どうぞよろしくお願ひいたします。なお、慣例によりまして労働局長の八木は事務局のメンバーではないのですけれども、審議を見守るということで同席させていただくことをご了承いただければ、ありがたく存じますので、合わせてお願いできればと思います。

暑い中になりますが、ご体調にも留意していただきながらご議論いただけますと幸いでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】補佐

続きまして、本日の委員の出欠状況について、ご報告申し上げます。本日は、全委員にご出席いただいております。現在、9名中9名の出席で、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上、又は公労使各側委員の3分の1以上を充たしておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の専門部会は公開となっており、傍聴希望者は3名です。

それでは、議題①の部会長及び部会長代理の選出に入らせていただきます。部会長及び部会長代理の選出につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになつておりますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議した上で、推挙された方をご承認いただく方法をとっています。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 補佐 異議なしということですので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

7月 10 日午前 9 時から開催いたしました公益委員会議におきまして、部会長候補に木村委員、部会長代理候補に舟橋委員が推挙されていることをご報告いたします。いかがでございましょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 補佐 ご異議なしということですので、これより先は、木村部会長に進行をお願いいたします。

【木村部会長】 それでは本審に引き続きよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私木村が行います。労働者側は南委員に願いします、使用者側は橋本委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。関係労使からの意見聴取に入りたいと思います。意見聴取について、事務局より説明お願いします。

【事務局】 補佐 関係労使の意見聴取は、最低賃金法第 25 条第 5 項において、最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとされています。

意見聴取の方法は、最低賃金法施行規則第 11 条により、公示によって提出された意見書によるほか、審議に当たってその意見を聞く必要があると認められる者など関係労使の中から適当と認められる者を参考人として審議会に出席を求め、使用者側参考人からは経営状況の実態等、労働者側参考人から

は賃金等労働条件の実態等について、委員が直接聴くこととしています。

今回の改正決定の調査審議に際して、7月10日から7月24日まで労使意見聴取のための公示をいたしましたところ、意見書の提出は無かったことをご報告いたします。

【木村部会長】

関係労使の意見は無かったとのことでしたが、例年、アンケート結果が提出されていたと思います。労使各側には、提出するアンケート等がありましたら、次回以降の専門部会でご提出お願いします。

それでは、専門部会運営規程に基づいて、今後の審議を進めていくこととしたいと思います。

次に、議題③石川県最低賃金の改正金額についてに移りたいと思います。本審の時にお話はありましたが、中央からの目安は未だ示されていませんが、現時点では各側から概略的な意見を伺いたいと思います。

先ず、労働者側委員のご意見をお伺いします。

【南委員】

現在、目安が示されていないということでございますが、私たち労働側としては誰もが時給1,000円ということを目指しております、まだ現在のところは達成しない状況でございます。また今年の春闘につきましては、昨年の33年ぶりの5.04という5%を上回るということで、今回結果は出ておりますので、連合石川としても今回は金額で14,444円、5.04%ということでございます。こちらの部分の最低賃金の引き上げていくという波及させていくという意味では、今回の最賃の引き上げについては注目されているところだと思っていますし、様々な要請も含めて労働側としては検討しているところでありますので、しっかりと議論して全会一致に向けて審議を行つもりでありますので、よろしくお願ひいたします。

【木村部会長】

次に、使用者側委員のご意見をお願いします。

【橋本委員】

また、今年度もよろしくお願いします。使用者委員と言っても、使用者側というのは従業員の規模が非常に大きい会社から小規模の事業者がございますので、一概に答えはこうですよっていうのは非常に言いにくく面があります。そういう中にあってまずは、労働者側の意見も十分聞かせていただきたいと思いますし、石川県を考えると、今非常に能登半島の復旧、これが最大の課題になっておりますので、そういう点も含めてまたお願いしたいのと、

石川県というのは北陸地域の一つの県ございますので、どこそこの県だけが発展というわけには、これもまた行かないので、均等な発展をするためにはどうしたらいいかということも、議論の中に入れて十分、皆さんも私ども納得いけるような形で決着できれば良いかなと思っていますので、よろしくお願ひをいたします。

【木村部会長】

双方からご意見をお伺いしましたが、補足等をお伺いいたします。

まず、労働者側委員の方から補足のご意見等ありましたらお願ひします。

【九野委員】

JAMの九野です。先ほど連合の南委員が言ったように、今私の方が確認している賃上げの波及ってものを、やはりしっかりやっていきたいと思っておりますし、あとは隣県の状況なんかも、注視していかなければいけないかなと思ってございます。すでに隣県では先行して専門部会をやって、双方が主張したっていうことを聞いておりますし、それぞれゴールというか、大体この辺りを目途にやっていこうというようなスケジュール感も出ていると聞いております。ただ隣県の状況は参考にしつつ、しっかりと石川県としてどういった結論に至るかってことを議論していきたいなと思ってございます。

ただ議論が長引いた結果、発効日が遅れてしまうと、これはどうしてもつきものになってくるので、その辺もしっかり意識しながら、真摯な議論をしていければなと思っております。よろしくお願ひします。

【木村部会長】

その他、よろしいでしょうか。

それでは、使用者側委員の方から補足意見等ありましたらお伺いしたいと思います。

【山下委員】

商工会連合会の山下でございます。先ほど橋本委員からもお話がありましたが、使用者側の事業者の規模は大分違いますけども、私ども商工会県内20商工会ありますけども、約会員が1万社ございます。そのほとんどが従業員20人以下の小規模事業者でございます。もちろん小規模事業者、中小を含めてですけれども、事業者側も原材料価格あるいはエネルギー価格等の上昇物価高というものが非常に経営を圧迫する状況でもございますので、そういった中で大変厳しい企業環境の中に置かれておりますけれども、そういう中であっても私どもが取りましたアンケートでは、やはり7割以上の小規模事業者中小企業がですね、今年度賃上げを実施するあるいは実施する予定と

回答しておりますので、我々としてもこの物価高の状況を踏まえますと、賃上げは必要であろうという認識は持ってございます。ただ、先ほど来お話もありますように能登の厳しい状況もございます。それから、ご存知のようになかなか価格転嫁が進んでいないという、これも事実でございますし、連合さんの方からも、そういうた中小企業小規模事業者への支援の充実というお話を伺っております。そういうことも含めてより良い審議になるようにしていきたいなと思っておりますのでご理解を賜ればと思います。

【木村部会長】 他によろしいですか。

無ければ、ここで部会をいったん休憩し、それぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。事務局は控室について案内してください。

【事務局】 補佐 労働者側の控室は同じフロアの第4会議室、使用者側の控室は第3会議室を用意しております。

(公労・公使折衝)

【木村部会長】 部会を再開します。

本日は労使双方からご意見をお聞きしました。双方の主張内容について確認したいと思います。

労働者側からは春闘の結果を石川にも波及させていきたいと。あと隣県、特に富山県に追いついていくというような姿勢をちょっと気にしていらっしゃるというところと、あと能登の状況についても注視する必要があるだろうというようなご意見を頂いております。

使用者側からは継続的な賃上げができるような政策ですとか環境整備というのはどうしても前提として必要になるだろうと、その上で発展してしっかりと可処分所得とか増えるような将来像というのを描ける状況にあるというのが、賃上げを考えてくる上で必要なのではないかというお話を伺っております。

双方からは議論を今後深めていって、全会一致に向けて話を進めていきたいというお言葉をいただいております。しかしながら、当然、現状で国の方から目安というものは提示されてない状況でございますので、本日のところ

は労使双方から特に金額の具体的な提示というのはいただいておりません。次回の専門部会では目安は出ていると思われますので、中央最低賃金審議会の目安答申内容を踏まえまして、引き続き協議を行っていけたらと考えております。

物価の資料ですけれど、諸々いろんな種類が国の方で出ているので参考までに、石川県バージョンの中、金沢の内容になるかもしれませんけれど同じような物価指標とかあれば準備していただけると参考になるかなというふうにお願いします。

本日はこれで終了したいと思います。ぜひとも、諸般の事情をご検討いただき、全会一致での結審となりますようお願いいたします。

その他、何かございますか。他にないようでしたら、次の案内を事務局からお願いします。

【事務局】補佐

次回の専門部会は、8月4日月曜日午前9時30分から、2階会議室で開催いたします。

【事務局】室長

しかしながら、中央からの目安が現在も審議中ということで、次回の専門部会までに示されない可能性もあります。その時に伝達させていただくことが可能かどうかにつきましては、未だ不透明な状況にもございますので、万一次回の専門部会であります8月4日の専門部会で目安を伝達することができない状況となり、8月4日9時30分から開始予定の専門部会を開催できない場合には、わかり次第、各委員へ電話等により、遅くとも8月3日日曜日の17時までには連絡させていただきます。連絡が無い場合は予定どおり開催し目安をお伝えしますので、よろしくお願いいたします。

【木村部会長】

それでは、次回の日程が決まらず落ち着かない中ではありますが、本日のところは以上をもちまして、第1回専門部会を終了したいと思います。